

ID: 1562

担当部署: 経済部 農務課 農政係

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>指定の取消し</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>農業経営基盤強化促進法 第11条の15において準用する第11条の10第1項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和55年法律第65号</p>		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第11条の15及び準用する第11条の10の規定による。 (準用)</p> <p>第11条の15 第11条の8から第11条の10までの規定は、第11条の11第1項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第11条の8から第11条の10までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「同意市町村」と、第11条の8及び第11条の9中「第11条の3各号に掲げる業務」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第11条の10第1項中「第11条の2第1項の規定による指定」とあるのは「第11条の11第1項の承認」と、同項第1号中「第11条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認める」とあるのは「第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなつた」と、同条第2項中「指定」とあるのは「承認」と、「公示しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第11条の10 農林水産大臣は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条の2第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支援法人が第11条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき。 (2) 支援法人が第11条の8の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 支援法人が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>